

仮差押債務者が金銭債権の仮差押えを受けた後に第三債務者との間で示談をすることの可否

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第三小法廷
【裁判年月日】 令和3年1月12日
【事 件 番 号】 令和1年（受）第1166号
【事 件 名】 損害賠償等請求事件
【裁 判 結 果】 破棄差戻し
【参 照 法 令】 民事保全法20条、民法695条
【掲 載 誌】 裁時1760号1頁
◆ LEX/DB 文献番号 25571240

日本大学准教授 吉田純平

事実の概要

1 X（上告人）がAに対して有する甲債権に基づいて、AらがYに対して有する乙債権について債権仮差押命令を得た上で、債権差押命令及び転付命令を得て、Y（被上告人）に対して乙債権の支払いを求めたのが本件訴訟である。

（甲債権について）

Xは、平成22年9月、Aの起こした強盗致傷事件の被害者であり、XはAに対して不法行為に基づく損害賠償請求権が甲債権である。

（乙債権について）

Aの父親であるBは、平成26年9月、Yが運転する自動車の事故（以下、「本件事故」という。）により死亡した。Bの相続人は、妻であるC、並びに子であるA、D、及びEであった。各相続人がYに対して有する不法行為に基づく損害賠償請求権が乙債権である。

2 平成27年11月、Xの申立てにより、乙債権のうち4822万3907円の部分について仮差押命令が発令され、Yに送達された。その後の平成28年10月6日、AらとYは、次のような示談（以下、「本件示談」という。）をした。すなわち、①YはAらに対して本件事故による一切の損害賠償金として4063万2940円を支払うこと、②内金として3000万1100円を速やかに支払うこと、そして、③この示談で定めるほか、何ら債権債務が存在しないことである。

平成28年10月20日頃、Aらは、本件事故に

関する自動車損害賠償保障法16条1項に基づく損害賠償額の支払請求権について、Yが自動車保険契約を締結していた保険会社から、合計3000万1100円の立替払いを受けた。

Xは、XのAらに対する甲債権についての請求を一部認容する旨の仮執行宣言付き判決を得て、これを債務名義として乙債権の債権差押命令及び転付命令の申立てをし、平成30年3月7日、差押命令及び転付命令が発令された（以下、「本件差押転付命令」という。）。本件差押転付命令は、同月28日に確定した。

本件訴訟では、XがYに対して、Xが転付命令によって取得した乙債権に基づき、4822万3907円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めたが、本件示談で定められた4063万2940円を超える額の請求をすることができるかが争われた。

原審は、次のように判示して、Aらが支払いを受けた3000万1100円を差し引いた1063万1840円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める限度で認容した。すなわち、乙債権は、不法行為に基づく損害賠償請求権であって、不法行為の時点において具体的な金額を直ちに確定することができないものであったところ、本件示談は、その金額を、YのBに対する損害賠償金として社会通念上相当な額である本件示談金額と確定したものである。そうすると、本件示談は、本件仮差押命令により禁止されるXを害する処分であると認められず、XはYに対し、本件示談金額を超える額を請求することができない。

Xが上告受理申立て。

判決の要旨

破棄差戻し。

「債権の仮差押えを受けた仮差押債務者は、当該債権の処分を禁止されるから、仮差押債務者がその後に第三債務者との間で当該債権の金額を確認する旨の示談をしても、仮差押債務者及び第三債務者は、仮差押債権者を害する限度において、当該示談をもって仮差押債権者に対抗することができない。

本件示談は、Aらが本件仮差押命令による仮差押えを受けた後にYとの間でしたものであり、本件各損害賠償請求権の合計額が本件示談金額（4063万2940円）を超えないことを確認する趣旨を含むものであると解される。そして、本件仮差押命令の仮差押債権は、本件各損害賠償請求権のうち合計4822万3907円に満つるまでの部分であるから、本件示談金額が実際の本件各損害賠償請求権の合計額を下回る場合には、遅延損害金を考慮するまでもなく、Xを害することになり、Yは、その害する限度において、本件示談をもってXに対抗することができないというべきである。本件各損害賠償請求権が不法行為に基づく損害賠償請求権であることや、本件示談金額が損害賠償金として社会通念上相当な額であることなど、原審の指摘する事情は、以上の判断を左右するものではない。

したがって、XがYに対して本件示談金額を超える額の請求をすることができないとした原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法がある。」

判例の解説

一 本判決の意義

仮差押えは、金銭債権についての将来の強制執行が不可能、又は困難になることを防ぐため、債務者に対象となる財産の処分を禁止する民事保全処分である。仮差押えの執行がなされると、債務者には執行対象に対する処分禁止効が生じる。これに反する債務者の処分行為は、仮差押債権者との関係において相対的に無効となる。この仮差押えの効力は、差押えの効力と基本的に異ならない。そこで、本稿では、差押えの場合と併せて論じることとし、表記については、「差押え」に統一する。

差押えの処分禁止効に係る「処分」にいかなる

行為が該当するか。金銭債権を対象とする差押えの場合には、典型的には取立てや譲渡がこれに該当するが、その他に、債権の放棄、免除、相殺、期限猶予、代理受領権限授与などがこれに当たる¹⁾。本件では、被仮差押債権が不法行為に基づく損害賠償請求権であり、この債権について債務者（被害者）と第三債務者（加害者）との間で示談が成立した場合に、第三債務者は、仮差押債権者に対して示談によって定められた金額を主張することができるかが争われた。すなわち、この示談が仮差押えの処分禁止効に抵触する行為であるか否かが問題となる。

二 判例

本問題を検討するに際しては、差押えの処分禁止効がいかなる行為を禁止するか、その一般的な判断基準が求められるところであるが、学説においても、これを明確に述べたものは見当たらない。そこで、近接する諸事案に関する判例を整理することで、差押えの処分禁止効に該当する行為に関する基準を明らかにした上で、本問題の検討を試みたい。

1 放棄・免除

差し押さえられた金銭債権の債権者たる差押債務者が、被差押債権を放棄し、又は免除することについては、判例が処分禁止効に抵触することを明示している。大判明45・5・8（民録18輯469頁）は、衆議院議員の歳費債権が差し押さえられた事案で、歳費を辞退することは、差押債権者に対抗することができないとして次のように述べる。

「債権ノ差押ニ付テハ裁判所ハ債務者ニ対シ其債権ノ処分ヲ為スコトヲ禁ズルモノニシテ債務者ハソノ命令ニ服従スルコトヲ要シ差押ノ目的ト為リタル債権ヲ放棄スルガ如キハ其為シ能ハサル所ナリ。仮令之ヲ為スモ之ニ依リ差押債権者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ズ」。詳細な記述を欠くが、差押債権者の権利を害する行為をすることができない、として放棄がこれに当たるとする。また、将来の賃料債権が差し押さえられた場合の同賃料債権の免除の可否について、最判昭44・11・6（民集23巻11号2009頁）がある。

2 保存行為

1でみたように、差押債権者を害する行為、典

型的には被差押債権の譲渡、放棄、免除が、処分禁止効に抵触する行為であるとして差押債権者に対抗することができない一方で、取立権発生前あるいは停止中に被差押債権の保存のための行為をすることができる。たとえば、時効の更新のために債務の承認を求め（民 152 条 1 項）、訴えを提起し²⁾、破産債権として届出（破 111 条 1 項）をすることができる。これに関して、最判昭 48・3・13（民集 27 卷 2 号 344 頁）は、仮差押えがなされた債権について仮差押債務者の訴訟追行権を認めて、次のように判示した。「仮差押の目的は、債務者の財産の現状を保存して金銭債権の執行を保全するにあるから、その効力は、右目的のため必要な限度においてのみ認められるのであり、それ以上に債務者の行為を制限するものと解すべきではない。これを債権に対する仮差押について見ると、仮差押の執行によつて、当該債権につき、第三債務者は支払を差止められ、仮差押債務者は取立・譲渡等の処分をすることができなくなるが、このことは、これらの者が右禁止に反する行為をしても、仮差押債権者に対抗しえないことを意味するにとどまり、仮差押債務者は、右債権について、第三債務者に対し給付訴訟を提起またはこれを追行する権限を失うものではなく、無条件の勝訴判決を得ることができると解すべきである。」

3 被差押債権の基礎となる法律関係の処分

被差押債権が消滅する等、結果的に差押債権者を害する結果となとしても、判例は、被差押債権の発生の基礎となる法律関係の処分を認める。最判平 24・9・4（判時 2171 号 42 頁）は、賃料債権の差押えの効力発生後に目的建物を譲渡したことにより賃貸借契約が終了した場合について、次のように述べて目的建物の譲渡を差押債権者に主張できるとした。「賃料債権の差押えを受けた債務者は、当該賃料債権の処分を禁止されるが、その発生の基礎となる賃貸借契約が終了したときは、差押えの対象となる賃料債権は以後発生しないこととなる。したがって、賃貸人が賃借人に賃貸借契約の目的である建物を譲渡したことにより賃貸借契約が終了した以上は、その終了が賃料債権の差押えの効力発生後であっても、賃貸人と賃借人との人的関係、当該建物を譲渡するに至った経緯及び態様その他の諸般の事情に照らして、賃借人において賃料債権が発生しないことを主張す

ることが信義則上許されないなどの特段の事情がない限り、差押債権者は、第三債務者である賃借人から、当該譲渡後に支払期の到来する賃料債権を取り立てることができないというべきである。」

三 検討

1 差押えの処分禁止効の趣旨

差押えは、債務者の財産を拘取し、対象財産の確実な換価を可能にするものである。その処分禁止効は、この目的を果たすための効力であり、その効力の範囲は、この目的に適う程度で画定されるべきである。債務者は、その範囲で行為を制限され、それ以上に制限されることはない。このことを基礎とした上で、金銭債権の差押えに際して、債務者がいかなる行為をなし得、又はなし得ないかについて、どのような判断要素があるか検討する。

2 処分禁止効に抵触する行為

上述の判例で示された差し押さえられた金銭債権についての処分禁止効に抵触する行為に関する判断を基に、抵触行為に当たるか否かの判断基準に関する判断要素を整理していきたい。

(1) 客観的要素

差し押さえられた金銭債権の額が、差押えが効力した時点に比して減額、又は消滅することは、確かに差押債権者の満足を害することになる。先にみた判例（明治 45 年大判、昭和 44 年最判）は、差し押さえられた債権の放棄・免除が、このような意味で、「債権者を害する」ものと評価して、これらの行為を差押債権者に対抗できないと判断したものである。本件のように示談により、不法行為によって生じた「実際の」損害賠償請求権の額が示談により減額されるのであれば、これは、放棄・免除と同様に債権者を害する、と評価できる。本判決は、このような考え方を基礎として、債務者、及び第三債務者が示談を仮差押債権者に対抗できないと判断したものと考えられる³⁾。

ただし、この客観的要素が存在することのみでは、その行為が必ずしも債権者に対抗することができないものとならないことに留意する必要がある。たとえ差押え当時よりも債権額の減額・消滅をもたらす行為であっても、差押債権者の不利益においても許容されうる場合が存在するのである。その一例が、先の判例（平成 24 年最判）でみ

た被差押債権の基礎となる法律関係の処分である。

(2) 主観的要素

客観的要素のみでは、被差押債権に関する行為が債権者に対抗しうるものであるかを判断することができないのであれば、他にどのような要素が考慮されなければならないだろうか。まずは、債務者、又は第三債務者の許害意思である。上述の平成24年最判は、債務者と第三債務者の行為が形式的には債権者に対抗することができる者である場合でも、その行為の目的、及び態様によっては債権者に対抗できないことがありうることを示したものである⁴⁾。

(3) 第三債務者の利益

差押えの処分禁止効によって、第三債務者の利益が不当に害されてはならない。第三債務者にとって差押債権者は実体上無関係の者であり、その関係において優劣はなく、執行において第三債務者が実体上、何らの不利益を受けることも許容されない⁵⁾。処分禁止効の範囲を決定する際にも、第三債務者の地位を考慮する必要がある。このことは、第三債務者は差押え時に債務者に対して主張することができたすべての抗弁（同時履行の抗弁権など）をもって差押債権者に対抗することができることと同じ趣旨である⁶⁾。

(2)で示した主観的要素は、第三債務者の地位に影響を与えないと考えられる。すなわち、たとえ債務者が許害意思を有していたとしても、第三債務者の地位にとって適切な処分であれば、やはり行為を差押債権者に対抗することができることと解すべき。他方、本来第三債務者が差押債権者に対抗することができる地位を有しているとみえる場合でも、第三債務者が債務者と共謀する等、許害意思を有している場合には考慮されることになる。

(4) 小括

以上の検討を整理すると金銭債権の差押えに関する処分禁止効に抵触する行為の判断に際しては、次のような点を考慮しなければならない。すなわち、債権額の減額・消滅に係る行為は原則としてはこれに抵触するが、第三債務者の地位を考慮して許容される行為がある。その際には、債務者・第三債務者の主観も考慮されなければならない。このように考えると、本判決は、客観的要素について考慮するのみによって、行為の可否につ

いて判断したもので、第三債務者の地位を不当に害する可能性を有し、また、当事者の主観的要素を考慮しないことで結果妥当性を欠く可能性を有する点で問題があるといえる。

3 本件示談について

本件のように被差押債権が不法行為に基づく損害賠償請求権である場合について検討する。まず、(1)の客観的要素であるが、同損害賠償請求権については、不法行為時に金額が確定した請求権が存在し、そこから示談によってそれよりも減額されたとする場合には、示談は「債権者を害する」行為であるといえる。本判決はこのように考えているものといえる。この点、不法行為に基づく損害賠償請求権の金額の確定時期と示談（和解契約）の関係に関する実体法上の議論によるところがあるが、本稿では立ち入らないこととする。仮に、示談が客観的に「債権者を害する」として、第三債務者の地位から考えるとどうか。通常、不法行為に際しては、加害者である第三債務者にとって、示談によって一定金額の賠償義務を軽減させることが一般的である。差押えによってこれを禁じられるなら、差押えがない場合に比して、高額の債務を支払わなければならないので、不当であるといえる⁷⁾。そして、このような示談が差押債権者に対抗できるものとしての正当性（主観的要素）については、示談後の金額の妥当性、又は示談の経緯等に基づいて判断することができる。

●——注

- 1) 中野貞一郎＝下村正明『民事執行法』（青林書院、2016年）690頁。
- 2) 取立権発生後の訴訟追行の可否については争いがある。
- 3) 実際の損害賠償請求権の額を確定して、示談によって確定された額が実際の請求権の金額より減額となるかどうかを審理させるためには、最高裁は事件を原審に差し戻したものと考えられる。
- 4) 債権額の減額・消滅が存在しない場合には問題となり得ない要素である。
- 5) 第三債務者の陳述義務、弁済禁止効は、執行の目的の範囲内で許容される手続法上の義務といえる。
- 6) 相殺の抗弁については争われる。最判昭45・6・24民集24巻6号587頁参照。
- 7) 余分に弁済しなければならない額について差押債務者に不当利得返還請求権を認めるという構成も考えられるが、このような手続的負担を第三債務者に負わせることも正当化されるか疑問である。